

1. 件名：三菱電機（株）の不適切行為に係る九州電力（株）の調査状況
2. 日時：令和4年4月28日 15時00分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

武山安全規制管理官、高須統括監視指導官、水野企画調査官、菊川管理官補佐、
小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、志賀主任監視指導官、反町
主任監視指導官、山中原子力運転検査官、林原子力規制専門員

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官

九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）

原子力発電本部 原子力設備グループ長他3名

5. 要旨

(1) 令和4年4月21日に三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）が公表した特別高圧以上の変圧器に係る不適切行為について、九州電力から以下のとおり説明があった。

- 九州電力の玄海・川内原子力発電所に納入された不適切行為を行った変圧器（以下「不適切品」という。）は、合計4台であると三菱電機から報告を受けた。
- 4台のうち、現在使用している川内原子力発電所1号機主変圧器（以下「川内1号機主変圧器」という。）における不適切行為は、温度上昇試験において実測値と異なる値を試験成績書へ記載したものであったが、実測値は民間規格を満足していると三菱電機から聞いている。
- 川内1号機主変圧器の実際の試験結果については、今後三菱電機赤穂工場に立入り、確認する予定である。
- 製作時の工場試験には九州電力も立会しているが、当時の立会内容については現在調査中である。
- その他の不適切品については、現在使用をしていないことから、今後の調査は予定していない。
- 川内1号機主変圧器は電気設備技術基準に適合していること、納入時に現地検査を行っていること及びこれまで定期点検を実施しており異常が確認されていないことから、現段階において安全性に影響はないと考えているが、上記の結果を踏まえ、最終的に判断する。

(2) 原子力規制庁から、調査結果について改めて報告するように伝えた。

6. 提出資料

資料1：三菱電機製変圧器の不適切行為について

以上